



2022年6月22日

シティバンク、エヌ・エイ東京支店
シティグループ証券株式会社
シティグループ・ジャパン・ホールディングス合同会社
シティグループ・サービス・ジャパン合同会社

グループ内の情報共有について
(簡易オプトアウト制度)

シティバンク、エヌ・エイ東京支店（その他の日本における支店を含みます。以下同じ）とシティグループ証券株式会社（以下「シティグループ証券」といいます）は、シティグループのグローバル・ネットワークと各々の本邦における業務運営体制を活用することにより、お客様により一層特色のある金融サービスを提供してまいりたいと考えております。

シティバンク、エヌ・エイ東京支店及びシティグループ証券は、現下の業務運営環境のもとで、かかるサービスの一層の向上及び業務の効率化を可能とするため、本邦におけるグループ企業間のお客様に関する情報を共有させていただくことは重要な要件であると考え、シティバンク、エヌ・エイ東京支店、シティグループ証券、シティグループ・ジャパン・ホールディングス合同会社（以下「シティグループ・ホールディングス」といいます）及びシティグループ・サービス・ジャパン合同会社（以下「シティグループ・サービス・ジャパン」といい、シティバンク、エヌ・エイ東京支店、シティグループ証券及びシティグループ・ホールディングスと併せて「当社ら」と総称します）の間で、お客様に関する情報（非公開情報を含みます）の授受、共有をさせていただくことがございます。

但し、お客様は、下記第1項に記載の上場企業等を対象とする簡易オプトアウト制度に基づき、いつでもかかる情報の提供の停止を求めること（オプトアウト）ができます。本通知は、下記の通り当社らによる情報の授受、共有の内容とお客様によるオプトアウトの機会についてお知らせするものです。

当社らでは、適用法令及びシティグループの顧客情報に係る基本方針に則り、お客様に関する情報の機密保持を図って参ります。より高品質なサービスをお客様に提供するため、当社らによるお客様に関する情報の授受、共有につきどうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本通知の適用範囲

本通知に記載された内容は、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第8号に基づき上場企業等（同第123条第1項第18号ト(1)から(4)に規定する①上場会社等及びその子会社等、②上場予定会社及びその子会社等、③有価証券報告書提出者及びその子会社等並びに④一定の適格機関投資家及びその子会社等のいずれかに該当する者をいいます）に該当するお客様を対象とする簡易なオプトアウト制度（以下「簡易オプトアウト制度」といいます）に適用されるものです。

2. 当社らの間で授受を行う非公開情報等の範囲

当社らが、現在までに知りえたお客様に関する情報（金融商品取引業に関する内閣府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」、取引の内容、取引の予定、取引時期、取引に際して取得したお客様に関するその他の非公知の情報を含みます。以下「非公開情報等」といいます。）及び将来において知りうるお客様に関する非公開情報等

3. 非公開情報等の授受を行う会社の範囲

シティバンク、エヌ・エイ東京支店、シティグループ証券、シティグループ・ホールディングス及びシティグループ・サービス・ジャパン

4. 非公開情報等の授受の方法

非公開情報等の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス権付与又は共有その他の方法によります。

5. 提供先における非公開情報等の管理の方法

当社らにおいては、各々アクセス権の適切な管理を行うことその他の方法により、非公開情報等が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報等の管理に關して必要な措置を講じるものいたします。

6. 当社らにおける非公開情報等の利用目的



当社らにおいて、お客様との間の取引関係を管理する目的、お客様に対して金融商品やサービスを提案又は提供する目的、及びその他の営業目的で、非公開情報等を利用することがあります。

7. 非公開情報等の授受を停止した場合における当該非公開情報等の管理方法

お客様は、本通知の記載内容に従って、いつでも当社らの間での非公開情報等の授受・共有の停止を求めること（オプトアウト）ができます。お客様が、当社らの間における非公開情報等の授受の停止を求め、当社らはその通知を受領した以後に当社らが取得した非公開情報等については、当社らは、当該非公開情報等を、新たに、他の三社に対して営業目的のために提供いたしません。なお、当社らが当該停止の求めがなされる以前に他の三社から受領済みの非公開情報等については、当社らは、引き続き適切な管理をした上で保有し、また、当該非公開情報等を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

8. 当社らの間での非公開情報等の授受・共有の停止をお客様がご希望（オプトアウト）の場合には、お客様を担当する当社らの営業員又は以下の担当窓口にご連絡ください。

[当社らの相談窓口]

シティグループ証券、シティバンク、エヌ・エイ東京支店、シティグループ・ホールディングス、シティグループ・サービス・ジャパン

〒100-8132

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

電話番号：03-6776-4796（受付時間：月一金 午前9時～午後5時）

Eメールアドレス：cgmj.optoutcontact@citi.com

なお、簡易オプトアウト制度においては、お客様のグループに属する企業全体を代表して一括してオプトアウトに係る手続を行うことも可能です。その他、当該制度に関するご相談は、上記連絡先までお問い合わせください。

9. 情報共有同意書等をいただいているお客様について

当社らが既にお客様より非公開情報等の授受、共有につき同意する旨の情報共有同意書をいただいている場合、簡易オプトアウト制度の対象となるお客様であっても、当社らによる情報共有は、当該情報共有同意書の記載内容に従って行われます。但し、共有可能な情報の範囲が限定された同意書（限定同意書）をご提出いただいているお



お客様については、限定同意書に代えて、簡易オプトアウト制度の適用対象となることにご同意下さるようお願いすることがありますので、ご注意ください。また、当社らの間での特定の非公開情報等の授受、共有について秘密保持契約等の取決めがある場合は、本通知の記載に拘らず、当該特定の非公開情報等の授受、共有については、当該秘密保持契約に従うこととします。

10. 簡易オプトアウト制度に基づく情報共有開始時期

簡易オプトアウト制度に基づく本通知の内容に従った当社らの情報共有は、2022 年 6 月 22 日現在において上場企業等に該当するお客様については 2022 年 7 月 22 日から、また、2022 年 6 月 22 日以降に上場企業等に該当することとなったお客様については当該該当日から 1 箇月が経過した日から、開始されることとします。

以上

2022 年 6 月 22 日制定